

原宿リハビリテーション病院
通所型サービス C 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営の方針

医療法人社団 巨樹の会が設置する原宿リハビリテーション病院（以下、「事業所」という。）において実施する渋谷区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービスCとして渋谷区が定めるもの。以下、「通所型サービスC」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスCを提供することを目的とします。

また、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

2. 事業所の概要

(1) 概要

事業所名	原宿リハビリテーション病院
指定番号	1316070015
所在地	東京都渋谷区神宮前6-26-1
管理者氏名	院長 松谷 雅生
電話番号	03-3486-1222
サービスを提供する地域	【渋谷区】 上原1~3丁目、鷺谷町、宇田川町、恵比寿1~4丁目、恵比寿西1~2丁目、恵比寿南1~3丁目、大山町、神山町、桜丘町、猿楽町、笹塚1~3丁目、渋谷1~4丁目、松濤1~2丁目、神宮前1~6丁目、神泉町、神南1~2丁目、千駄ヶ谷1~6丁目、代官山町、富ヶ谷1~2丁目、道玄坂1~2丁目、南平台町、西原1~3丁目、幡ヶ谷1~3丁目、鉢山町、初台1~2丁目、広尾1~5丁目、東1~4丁目、本町1~6丁目、円山町、元代々木町、代々木1~5丁目、代々木神園町
営業日	月曜日～金曜日（祝日含む） 但し、年末年始（12月30日～1月3日）については休業
営業時間	9時00分から17時00分まで

(2) 職員体制

	配 置	常勤 兼務
管理者	院長	1名
機能訓練指導員	理学療法士	1名
	作業療法士	1名
補助員	トレーナー	1名

※医師の場合における常勤兼務については、常勤職員である事を指すものとします。

※機能訓練指導員・補助員における常勤兼務とは、サービス提供時間内において専らその職務に従事している職員である事を指すものとします。

(3) 職務内容

① 管理者（院長）

従業者及び、業務の管理を一元的に行います。

② 機能訓練指導員

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止・改善するための訓練を行います。

3. サービス内容

- (1) 開始前訪問アセスメント
- (2) 初回アセスメント
- (3) セルフマネジメントプログラム
- (4) 運動器の機能向上プログラム
- (5) 栄養改善プログラム
- (6) 口腔機能向上プログラム
- (7) 社会参加プログラム
- (8) 終了前アセスメント
- (9) 終了前カンファレンス
- (10) 終了後モニタリング

4. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 職員に対する贈り物や飲食物はお受けできません。
- (2) 機能訓練指導員等により使用の許可された以外の物品の使用は、控えて下さい。
- (3) 体調不良の場合は事前にお知らせ下さい。サービス提供中の場合は、その都度お知らせ下さい。
- (4) 非常災害により、サービスの実施が困難な場合もございますので、ご了承ください。

5. 緊急時の対応

機能訓練指導員等は、通所型サービスCを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたとき、その他必要な場合は速やかに医師に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

通所型サービスCの提供により事故が発生した場合には、市区町村・ご家族・地域包括支援センター等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

7. 秘密保持・個人情報保護について

業務上知り得た利用者及びご家族に関する秘密は、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。但し、事業所がサービス担当者会議等において、個人情報を用いることにつきましては同意をお願い致します。

8. 身体拘束の廃止

サービス提供をする上でいかなる状況においても、利用者の自由を制限するような身体拘束は行わないことを約束致します。

9. 損害賠償責任保険

損害賠償保険の支払いは、事業者に故意または過失が存在する場合に限られます。サービス提供時間外での転倒による怪我等は過失の対象になりません。また、損害賠償保険金が支払われる場合であっても、利用者に過失が認められる場合には、損害賠償が減額されることになります。

10. サービス内容に関する相談・苦情窓口

市 区 町 村 介 護 保 险 相 談 窓 口	渋谷区介護保険課 介護相談係	Tel 03-3463-3304
原宿リハビリテーション病院	栗原 芳久	Tel 03-3486-1222

- (1) 事業者は、利用者からの通所型サービスCに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置して、迅速かつ適切に対応致します。
- (2) 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

11. 利用定員

事業所の利用定員は、15名とします。

12. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出やその他必要な訓練を行う体制を整備します。

13. 利用料金について

通所型サービス C における利用者の負担金はありません。

通所型サービス C を提供した場合の利用料の額は、「渋谷区指定訪問型サービス及び指定通所型サービスに要する費用の額の算定の基準に関する要綱」上の額とし、法定受領とします。

(1) 通所型サービス C 単位数 (1 単位は 10.9 円)

名称	算定単位	単位数	料金
基本単位数	1回につき	598 単位	6,518 円
送迎加算	片道につき	50 単位	545 円
開始前訪問加算	初月 1 回のみ	300 単位	3,270 円
改善評価加算	最終月のみ・改善者のみ	300 単位	3,270 円
社会参加継続加算	事業終了 6 月後のみ・効果維持者のみ	1,000 単位	10,900 円

※教材、その他の費用は利用者負担とします。

(2) 開示・閲覧費用

① 利用者本人に対する開示・閲覧費用は下記の通りとします（税別）。

1. 閲覧費用……………3,300 円（閲覧は最長 2 時間まで）
2. 診療録等の謄写…………1枚につき 55 円
3. 画像の謄写……………記録媒体 1 枚につき 1,100 円
4. 開示申請に係る手数料　　開示申請 1 件につき 330 円

② 利用者本人以外に対する開示・閲覧費用は下記の通りとします（税別）。

1. 「開示申請の手数料」に含むものとする…………3,300 円（閲覧は最長 2 時間まで）
2. 診療録等の謄写…………1枚につき 55 円
3. 画像の謄写……………記録媒体 1 枚につき 1,100 円
4. 開示申請に係る手数料　　開示申請 1 件につき 3,300 円

14. 虐待防止に関する事項について

- (1) 事業者は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものと致します。
 - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
 - ② その他虐待防止のために必要な措置。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものと致します。

作成日：2024年12月1日

年　月　日

通所型サービス C の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し、同意を得て、交付しました。

《事業者》

所在 地　　東京都渋谷区神宮前 6-26-1

事業所名　　原宿リハビリテーション病院
(指定番号 1316070015)

管理者名　　松谷 雅生

説明 者　　

年　月　日

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所型サービス C について重要事項の説明を受け、同意の下、交付を受けました。

《利用者》

住 所　　

氏 名　　

《利用者代理人(選任した場合)》

住 所　　

氏 名　　 (続柄)